

付 編 東海地震・南海トラフ地震対応計画

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 第1章 | 総則 |
| 第2章 | 防災機関の業務大綱 |
| 第3章 | 災害予防対策 |
| 第4章 | 東海地震に関連する情報の種類と
その対応 |
| 第5章 | 調査情報・注意情報発表時から
警戒宣言が発せられるまでの対応 |
| 第6章 | 警戒宣言時の応急活動 |
| 第7章 | 市民・事業所のとるべき措置 |
| 第8章 | 南海トラフ地震対策 |

付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画 目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の趣旨と経過	1
第2節 計画策定の基本的な考え方	2
第2章 防災機関の業務大綱	3
第1節 市	3
第2節 東京都	3
第3節 指定地方行政機関	3
第4節 自衛隊	4
第5節 指定公共機関	4
第6節 指定地方公共機関	5
第7節 一部事務組合	6
第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者	6
第3章 災害予防対策	7
第1節 広報及び教育	7
第2節 事業所に対する指導等	9
第3節 防災訓練	11
第4章 東海地震に関連する情報の種類とその対応	17
第1節 情報の種類と防災対応	17
第2節 東海地震に関連する情報の伝達	17
第5章 調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	20
第1節 調査情報発表時の活動態勢等	20
第2節 注意情報発表時の活動態勢等	20
第3節 混乱防止措置	23
第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	25
第6章 警戒宣言時の応急活動	26
第1節 活動態勢	26
第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達	27
第3節 消防、危険物対策	32
第4節 警備、交通対策	35
第5節 公共輸送対策	38
第6節 学校、病院、福祉施設対策	40
第7節 超高層ビル及び不特定多数の人が集まる施設の対策	43
第8節 電話、通信対策	46
第9節 電気、ガス、上下水道対策	49
第10節 生活物資対策	51
第11節 金融対策	52
第12節 避難対策	53

第13節 救援・救護対策	53
第7章 市民・事業所のとるべき措置	54
第1節 市民のとるべき措置	54
第2節 自主防災組織のとるべき措置	55
第3節 事業所のとるべき措置	56
第8章 南海トラフ地震対策	58
第1節 南海トラフ地震対策の考え方	58
第2節 南海トラフ地震による被害想定	59
第3節 南海トラフ地震に関連する情報と対応	60

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨と経過

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）が制定され、同年12月14日施行された。

この法律に基づき、「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される地域（6県176市町村）が「地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」として指定された。

その後、平成13年12月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。これを受けて、平成14年4月の中央防災会議において、強化地域は、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村（その後市町村合併により平成24年4月1日現在157市町村）となった。

東京都の地域は、新島村、神津島村では東海地震が発生した場合に10分程度で津波が到達し、三宅村が、20分以内に大津波が予測されるため強化地域に追加指定されたが、その他の地域は従来通り、震度5強以下と予想されることから、強化地域として指定されなかった。そのため、市は、大震法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通の輻輳、石油类等危険物の集積などの状況からみて、震度5弱（地域によっては5強）であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、東海地震については、プレスリップ（前兆的なすべり現象）の観測により直前予知の可能性があるとされていることから、東海地震に関連する情報が発表された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生及び東海地震に関連する情報が発表された場合に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、「八王子市地域防災計画」本冊の付編として「東海地震等対応計画」を策定するものである。

この東海地震に関連する情報については、「確度の高い予測は困難」との理由で予知前提の防災対策を見直すことを国が決定。平成29年11月1日、「東海地震に関連する情報」の発表を終了し、同日から「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う運用を開始した。

しかしながら、東海地震発生の可能性については従来と変わらないものであり、また、大震法が廃止されていないため、法律上は「東海地震に関連する情報」の運用が可能であることを考慮すると、対策としては継続する必要があることから、引き続きこの「東海地震等対応計画」を規定し続けるものとする。

なお、南海トラフ地震の対応については、別の根拠法令があるため、第8章に定める。

第2節 計画策定の基本的な考え方

- 1 東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言（※）が発せられた場合にも社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言の発令から、東海地震が発生又は警戒宣言及び東海地震予知情報（以下本編において「予知情報」という。）解除が発せられるまでの間にとるべき次の対応措置を定める。
 - （1）警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱防止のための対応措置
 - （2）東海地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置※ 警戒宣言：気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する必要があると認めたとき、大震法に基づいて内閣総理大臣が閣議を経て行う宣言。
- 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下本編において「調査情報」という。）又は東海地震注意情報（以下本編において「注意情報」という。）発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、社会的混乱の発生が予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。
- 3 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかに、より浸透するための支援策等を講ずる。
- 4 地震発生後（直前予知がされなかった場合を含む）の応急対策・復旧対策及び東海地震に係る予防対策は、八王子市地域防災計画の「第2編 災害予防計画」、「第3編 震災応急対策計画」、「第6編 復旧復興計画」により対処する。
- 5 本市域は、強化地域でないところから、大震法が適用されないため、この計画の実施に関しては行政指導又は協力要請で対応する。
- 6 この計画の策定にあたっては、次の事項に留意した。今後この計画の実施に当たり十分配慮する。
 - （1）警戒宣言が発表された日及び翌日以降の対応措置については、特に区分しないことを原則とするが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとる。
 - （2）警戒宣言が発表された時点から地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - （3）東海地震が発生した場合、八王子市のほとんどの地域は、震度5強以下と想定されるため、震度に応じた対策を講ずる。
 - （4）隣接市町村及び各防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第2章 防災機関の業務大綱

市、東京都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び対応措置は、おおむね、次のとおりである。

第1節 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市の防災会議及び災害対策本部に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること 4 東海地震に関連する情報の収集伝達に関すること 5 市民等に対する防災対策の指導に関すること 6 市所管施設・事項に係る災害予防、警戒及び応急対策に関すること

第2節 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 東海地震に関連する情報の収集伝達に関すること 2 都防災会議、都警戒本部に関すること 3 東海地震対策の連絡調整に関すること 4 地震防災応急対策に係る広報に関すること 5 区市町村の東海地震対策事務の指導に関すること 6 都所管施設・事項に係る災害予防、警戒及び応急対策に関すること
警視庁 (第九方面本部) (八王子警察署) (高尾警察署) (南大沢警察署)	1 各種情報等の収集、連絡に関すること 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 3 交通の混乱等の防止に関すること
東京消防庁 (第九消防方面本部) (八王子消防署)	1 各種情報等の収集連絡に関すること 2 災害の予防、警戒に関すること 3 市民等に対する指導に関すること 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関すること

第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局	1 金融の確保に関すること
関東総合通信局	1 電波及び有線電気通信の監理に関すること 2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること 3 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督に関する こと 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 5 非常通信協議会の育成及び指導に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
関 東 農 政 局	1 生鮮食糧品及び加工食糧品の流通に関すること 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関すること
東京地域センター	1 主要食糧の需給に関すること
関 東 森 林 管 理 局 東 京 事 務 所	1 国有林野の保全に関すること
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給に関すること 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
関 東 運 輸 局	1 鉄道、バス、タクシー、ハイヤー、貨物自動車（トラック）による安全輸送の指導に関すること
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	1 航空機運航の安全確保に関すること 2 航空保安施設、通信施設等の点検及び保全に関すること
東京管区気象台 (気 象 庁)	1 東海地震に関連する情報の連絡・通報に関すること
東 京 労 働 局	1 産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること 2 雇用対策に関すること
関 東 地 方 整 備 局 (相武国道事務所) ※以上道路 〔京浜河川事務所 多摩川上流出張所 多 摩 出 張 所 〕 ※以上河川	1 管轄する河川、道路等の保全に関すること

第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 第 1 施 設 大 隊 航 空 自 衛 隊 (作戦システム運用隊)	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 郵 便 (八王子郵便局)	1 郵便、郵便貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に関すること
N T T 東 日 本	1 電報、電話等の通信の確保に関すること
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信の確保に関する事
K D D I	1 通信サービスの確保に関する事
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関する事
楽 天 モ バ イ ル	1 重要通信の確保に関する事
日 本 銀 行	1 警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関する事
日 本 赤 十 字 社 (東京都支部)	1 救護班の編成並びに医療及び助産救護に関する事 2 日赤医療施設の保全に関する事
日 本 放 送 協 会	1 地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保安に関する事
中 日 本 高 速 道 路 (八王子支社)	1 管轄する高速道路等の安全確保に関する事
J R 東 日 本 J R 貨 物	1 鉄道輸送に関する事 2 鉄道施設の保全に関する事
東 京 ガ ス グ ル ー プ	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む)の保全に関する事
日 本 通 運 福 山 通 運 佐 川 急 便 ヤ マ ト 運 輸 西 濃 運 輸	1 貨物(トラック)自動車による救助物資の輸送の準備に関する事
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド (多摩総支社)	1 電力施設等の建設及び安全保全に関する事 2 電力需給に関する事

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
京 王 電 鉄 多摩都市モノレール	1 鉄道輸送に関する事 2 鉄道施設の保全に関する事
東京都トラック協会 (多摩支部)	1 貨物(トラック)自動車による救助物資の輸送の準備に関する事
東 京 都 医 師 会	1 医療に関する事 2 傘下医療機関との連絡調整に関する事
東 京 都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療に関する事 2 傘下歯科医療機関との連絡調整に関する事
東 京 都 薬 剤 師 会 (八王子支部)	1 薬剤師業務に基づく医療及び助産活動に関する事 2 傘下薬剤師との連絡調整に関する事
献 血 供 給 事 業 団	1 血液の供給に関する事
テ レ ビ ・ ラ ジ オ 放 送 各 社 (注)	1 地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事

東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること
東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること
東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること
日本エレベーター協会 関東支部	1 災害時におけるエレベーター閉じ込め事故及び早期復旧に関すること 2 エレベーターの安全保安に関すること

注) TBSテレビ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、InterFM、日本テレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ&コミュニケーション

第7節 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京たま広域資源循環組合	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力の準備に関すること
多摩ニュータウン環境組合	
南多摩斎場組合	

第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
公共的団体その他 防災上重要な施設の 管理者	1 警戒宣言、東海地震関連情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること 2 自衛防災体制の確立に関すること 3 災害発生の予防措置に関すること 4 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること 5 市等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること 6 避難に関すること

※ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が東海地震の防災に関して処理する業務については、その他「第1編 総則 第2章 防災機関の業務大綱」を準用する。

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言の発令等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市並びに東京都は、防災関係機関との連携・協力を密にして広報活動を実施するものとする。

第1 市

市は、東京都及び防災関係機関との緊密な連携のもとに市民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰り返し行い、その周知を図るものとする。

1 広報の内容

- (1) 東海地震の特徴について
- (2) 東海地震に関連する情報（調査情報、注意情報、予知情報）についての広報
- (3) 東海地震に関連する情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- (4) 八王子市及び東京都における予想震度と想定される被害の程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- (6) 住民の不安解消のための警戒宣言時に防災機関が行う措置
- (7) 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
- (8) その他事業所及び市民等に周知すべき事項

2 広報の実施方法

市は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、臨時災害FM放送、広報車、ケーブルテレビ、広報紙の発行、自主防災組織等を通じて広報を行う。なお、情報提供・広報時には、混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

第2 東京都

地震予知を前提とした東海地震に対応するためには、都民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

東京都は、都民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導するものとする。

1 広 報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。23区・多摩地域では、地震の発生に

備えて危険箇所の点検や家具類の転倒・落下・移動防止など安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う

(2) 実施事項

- ア 東海地震についての教育、啓発及び指導
- イ 東海地震に関する調査情報・注意情報についての広報
- ウ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- エ 東京の予想震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間
- オ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- カ 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- キ 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
主な例を示すと次のとおりである。

- a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - その他防災上必要な事項
- b 道路交通の混乱防止のための広報
 - 警戒宣言時の交通規制の内容
 - 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - その他防災上必要な事項
- c 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - 警戒宣言時等の非常時における電話利用の自粛
 - 回線の輻輳と規制の内容
- d 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - 生活関連物資取扱店の営業状況
 - 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- f その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報の方法

- ア 印刷物による広報
「広報東京都」をはじめ、各防災機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- イ インターネット等による広報
ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
- ウ テレビ、ラジオによる広報
 - a 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなどして防災知識の向上に努める。
 - b 東京都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

エ イベントや講演会等による広報

防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

2 教育指導

(1) 幼児・児童・生徒等に対する教育

東京都、市及び各学校等においては、次の事項について関係職員及び幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

ア 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- a 地震発生時の安全行動
- b 登下校（園）時等の安全行動等

イ 教育指導方法

児童・生徒に対しては防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、地震に対する防災教育を推進する。

(2) 自動車運転者に対する教育

東京都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。

ア 教育指導事項

- a 東海地震に関する基本的事項
- b 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d その他の防災措置等

イ 教育指導の方法

- a 運転免許更新時の講習
- b 安全運転管理者講習
- c 自動車教習所における教育、指導

第2節 事業所に対する指導等

第1 事業所防災計画等の作成

警戒宣言発令時の社会的混乱と発災時の災害を防止するため、強化地域内にある所定の施設等の管理者又は運営者は、地震防災応急計画を作成することが義務付けられている。

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておく必要がある。

1 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

2 情報の収集伝達等

(1) テレビ、ラジオ等による情報の把握

(2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達

- (3) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- (4) 大型商業施設等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員等に対する安全の確保

3 安全対策面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- (2) 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

5 危害防止

商品、設備器具等の転倒・落下・移動防止措置

第2 事業所に対する指導

1 事業所防災計画等の作成指導

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関し、強化地域における地震防災応急計画については、所定の機関が作成指導を行う。

強化地域以外の事業所等では、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画に定めるように次のとおり指導を行う。市は、八王子消防署等の関係機関との協力を密にして、その徹底を推進する。

2 対象事業所

機 関	対 象 事 業 所
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	1 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規定を作成することとされている事業所
東 京 都 環 境 局 (多摩環境事務所)	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
東京都保健医療局	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I 使用医療機関

3 事業所指導の内容

(1) 東京消防庁（八王子消防署）

- ア 消防計画、全体についての消防計画に定める事項
イ 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む）
ウ 事業所防災計画に定める事項

(2) 東京都環境局（多摩環境事務所）

- ア 高圧ガス施設に関わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項
イ 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項

(3) 東京都保健医療局及び市

- イ R I 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

第1 市

区分	機関	内 容		
八王子市の訓練	市	警戒宣言時において、八王子市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。		
		このため、警戒宣言時に、円滑かつ的確な防災活動を実施できるよう、（特に市民に対する情報伝達に重点を置いた）訓練実施のための計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実践的能力の向上に努める。		
		(1) 参加機関		
		ア 市	イ 地域住民及び事業者	ウ 東京都及び防災機関
		(2) 訓練項目		
		ア 非常参集訓練	イ 本部運営訓練	ウ 情報伝達訓練
		エ 現地訓練	オ 要配慮者等避難誘導訓練	

第2 東京都並びに防災機関

区分	機関	内 容
総合 防 災 訓 練	東京都	注意情報及び警戒宣言時において、東京都・区市町村及び各防災機関がとる 防災措置が迅速かつ的確に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施する。
		(1) 参加機関
		ア 東京都各部局 イ 区市町村 ウ 指定地方行政機関等
		エ 各事業所及び施設利用者 オ 住民
		(2) 訓練項目
		ア 非常参集訓練 イ 警戒本部運営訓練
		ウ 情報伝達訓練 エ 現地訓練
		(3) 実施時期及び場所
		他の防災訓練等との調整を行い実施する。

区分	機関	内 容
警備・交通対策訓練	警視庁	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 (1) 参加機関 ア 東京都各部局 イ 区市町村 ウ 地域住民及び事業所等 (2) 訓練項目 ア 部隊の招集・編成訓練 イ 交通対策訓練（低速走行訓練を含む） ウ 情報収集伝達訓練 エ 通信訓練 オ 部隊配備運用訓練 カ 装備資器材操作訓練 (3) 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
消防訓練	東京消防庁	警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。 (1) 参加機関等 ア 消防団 イ 協定締結等の民間団体 ウ 東京消防庁災害時支援ボランティア エ その他関係機関 (2) 訓練の内容 ア 非常招集命令伝達訓練 イ 参集訓練 ウ 初動措置訓練 エ 情報収集訓練 オ 震災警防本部等運営訓練 カ 通信運用訓練 キ 部隊編成及び部隊運用訓練 ク 消防団との連携訓練 ケ 協定締結等の民間団体との連携訓練 コ 各種計画、協定等の検証 (3) 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
応急医療訓練	東京都保健医療局	警戒宣言時において、迅速・的確な医療救護体制を確保するため、次により関係機関（東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、日赤東京都支部等）及び医療機関が参画した訓練を行う。 (1) 予知情報の収集、伝達 ア 局内事業所、都立病院等及び関係機関（東京都医師会等）に対する情報伝達 イ 入院患者等に対する広報 (2) 医療救護班等の編成 東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、都立病院、日赤東京都支部等 ：医療救護班等の編成準備要請 (3) 病院施設、設備及び防災資器材等の緊急点検 ア 建物、各種消防用設備、医薬品等の点検 イ 発火性物質等危険物及び火気の点検 これらの訓練は、他の防災訓練等との調整を行い実施する。

区分	機関	内 容
応急医療訓練	東京都医師会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、東京都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 (1) 各医療機関の被害状況を把握 (2) 医療救護班の編成 (3) 東京都の要請により検案に協力 各医療機関は、随時、目的（例えば、入院患者の安全対策、多数傷病者殺到時の対策等）を定め、反復して防災訓練を実施する。
	東京都歯科医師会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、東京都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 (1) 各歯科医療機関の被害状況を把握 (2) 歯科医療救護班の編成 (3) 東京都及び警視庁の要請により身元確認作業に協力 各歯科医療機関は、随時、目的を定め、反復して防災訓練を実施する。
	東京都薬剤師会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、東京都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 (1) 各薬局等の被害状況を把握 (2) 薬剤師班の編成 (3) 区市町村の要請を受け、災害薬事（旧称：医薬品ストック）センター等の設置協力 (4) 災害薬事（旧称：医薬品ストック）センター等における医薬品の仕分け、管理 (5) その他、随時、目的を定め、反復して防災訓練を実施
	日赤東京都支部	次により防災訓練を実施する。 (1) 防災訓練は、毎年1回以上実施する。 (2) 防災訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策に係る次の事項について行う。 ア 地震予知情報等の伝達

区分	機関	内 容
その他の防災機関訓練	東京都水道局	(1) 訓練内容 訓練は、東京都、区市町等関係機関と協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部と事業所が一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 ア 総合訓練 ① 本部運営訓練 ② 非常参集訓練 イ 個別訓練 ① 情報連絡訓練 ② 保安点検訓練 ③ 応急給水訓練 ④ 復旧訓練 (2) 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、施設の新設や運転方法の変更及び職員の異動があったときなど、必要に応じて随時行う。
	東京電力	大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、非常災害対策本部・支部の設営、運営、情報伝達を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。
	東京ガスグループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年に1回以上実施する。 訓練内容は次のとおりである。 (1) 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 (2) 非常体制の確立 (3) 工事の中断等 (4) ガス工作の巡視、点検等 (5) 資機材等の点検 (6) 事業所間との連携 (7) 警戒解除宣言に係る措置 (8) 需要家等に対する要請
	各鉄道会社	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。 (1) 非常招集訓練 (2) 情報連絡訓練 (3) 旅客誘導案内訓練 (4) 各担当業務に必要な防災訓練 また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。
	各放送機関	警戒宣言等が発せられた場合などの対応について、次の内容を主とする訓練を、年1回以上実施する。 (1) 予知情報等を想定した放送送出訓練 (2) 非常招集訓練 (3) 放送設備の防災措置訓練 (4) その他必要な事項 このほか国又は地方公共団体等が主催する防災訓練に積極的に参加する。

区分	機関	内 容
その他防災機関訓練	N T T 東 日 本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 非常招集 (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 (4) 大規模地震発生時の災害応急対策 (5) 避難及び救護 (6) その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次の掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 非常招集 (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 (4) 大規模地震発生時の災害応急対策 (5) 避難及び救護 (6) その他必要とするもの 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	N T T ド コ モ	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 非常招集 (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 (4) 大規模地震発生時の災害応急対策 (5) 避難及び救護 (6) その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	K D D I	防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる事項を重点に、年1回以上訓練を実施する。 (1) 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 (2) 地震災害対策警戒組織の設置と要員参集訓練 (3) 警戒宣言時における防災措置の実施訓練 (4) 防災設備の運用に関する訓練 (5) その他必要な訓練

区分	機関	内 容
その他 防災 機関 訓練	ソフトバンク	防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を毎年1回以上実施する。 (1) 地震災害予防及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 各種災害対策用機器の操作 (4) 電気通信設備等の災害応急復旧 (5) 避難所等への支援
	楽天モバイル	防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 (2) 地震災害対策警戒組織の設置訓練 (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 (4) その他必要な訓練
	防そ 災の 機他 関の	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第4章 東海地震に関連する情報の種類とその対応

第1節 情報の種類と防災対応

東海地震に関する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報は、気象庁から観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

また、各情報の危険度に応じ、赤・黄・青のカラーレベルが情報文において示されることとなった。

東海地震に関連する情報と主な防災対応（強化地域の場合）

情報名 【カラーレベル】	発表基準	主な防災対応等
東海地震に関連する調査情報（定例） 【カラーレベル：青】	毎月の定例の強化地域判定会で評価した調査結果を発表	・ 防災対応は特にない
東海地震に関連する調査情報（臨時） 【カラーレベル：青】	東海地域に設置されている観測点のデータに通常とは異なる変化が観測された場合（変化の原因についての調査の状況を発表）	・ 情報収集連絡体制
東海地震注意情報 【カラーレベル：黄】	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	・ 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策 ・ 医療関係者、消防部隊等の派遣準備
東海地震予知情報 【カラーレベル：赤】	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合。 （東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表）	・ 災害警戒本部の設置 ・ 必要に応じ、避難や交通規制等の対策

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき示されるカラーレベルは「青」に戻される。

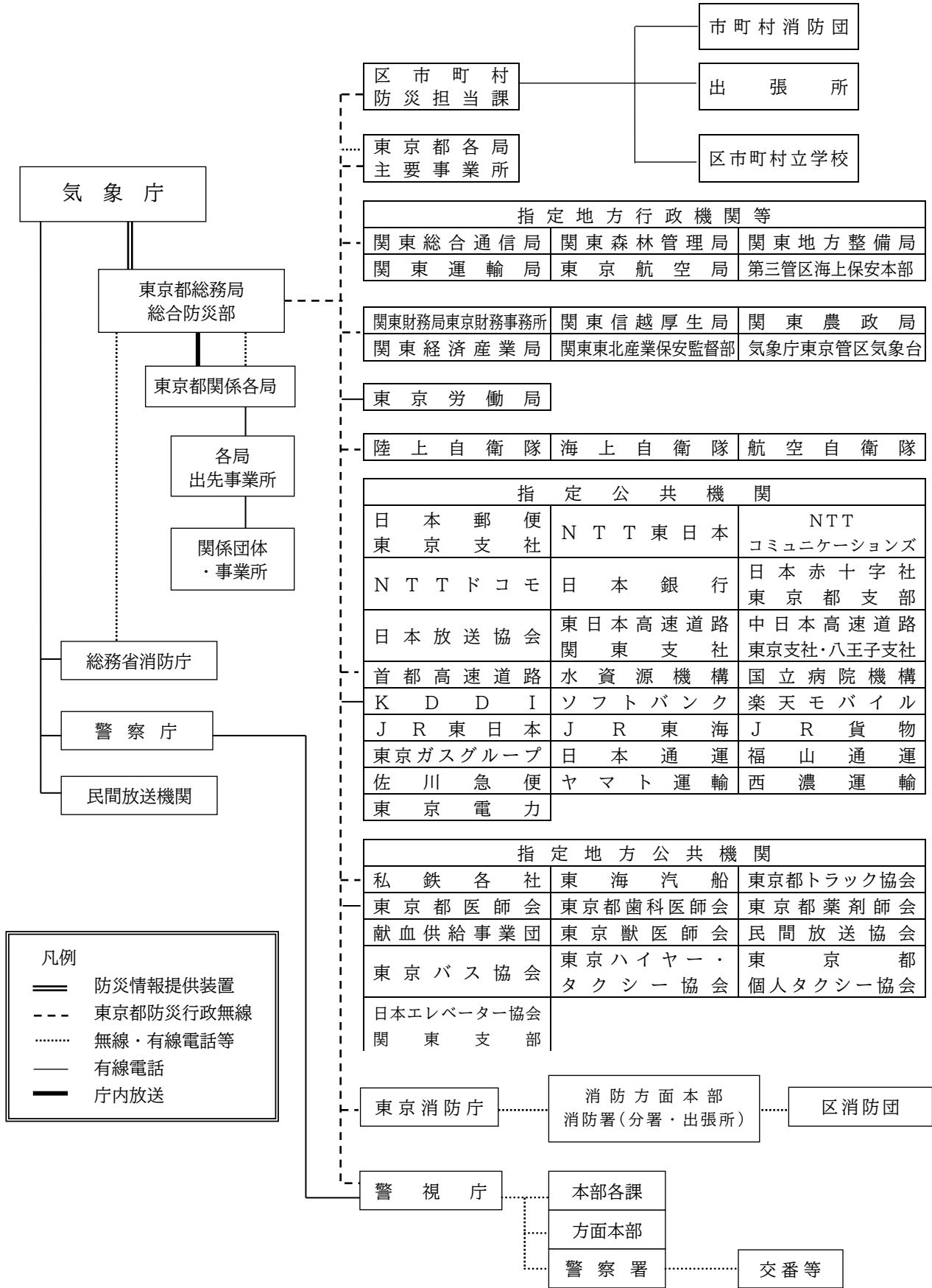
※ 観測される変化が小さかったり、前兆現象が捉えられないまま、突発的に東海地震が発生する場合がある。

第2節 東海地震に関連する情報の伝達

第1 伝達系統及び伝達手段

東海地震に関連する情報の伝達系統及び伝達手段は、次の図のとおりとする。

【東海地震に関連する情報の伝達系統図】



第2 伝達態勢

機	関	内 容
市	生活安全部	生活安全部（防災課）は、東京都総務局総合防災部から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、直ちに市各部（事務局及び会計部含む。）、市消防団及び市防災会議の各委員へ情報を伝達する。 なお、調査情報については、必要に応じて情報伝達を行う。
	その他の各部	各部は、生活安全部（防災課）から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、その情報を部内各課及び出先機関に周知徹底するとともに、必要な関係機関、団体等へ加入電話（FAXを含む。）又は口頭で伝達する。
警視庁 八王子 高尾 南大沢警察署		各警察署は、警視庁（通信指令本部）から注意情報及び予知情報の通報を受けた時は、直ちにその情報を署内及び交番へ伝達する。
東京消防庁 八王子消防署		消防署は、東京消防庁から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、その情報を署内、各消防出張所及び消防団事務局である市防災課に伝達する。
その他の 防災機関		東京都総務局総合防災部又は市から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、その情報を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

第3 伝達事項

1	注意情報又は予知情報が発表されたこと及びその内容
2	必要な活動態勢及び緊急措置をとること
3	注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び緊急措置を解除すること

第5章 調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

第1節 調査情報発表時の活動態勢等

第1 市

調査情報が発表された場合、生活安全部（防災課）は連絡要員を確保するなど情報収集・連絡体制をとり、東京都、防災関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内各部及び関係機関に情報伝達を行う。

なお、夜間休日等の勤務時間外に調査情報を受けた場合は、本庁守衛室当直職員が防災課長に連絡する。

第2 東京都

東京都総務局総合防災部は「情報監視体制」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。また、区市町村、東京都各局及び防災関係機関等へ一斉連絡を行う。

なお、東京都が夜間・休日において調査情報を受けたときは、夜間防災連絡室において必要な対応を行う。

第2節 注意情報発表時の活動態勢等

第1 市

1 市災害対策本部の設置準備

市は、注意情報を受けた場合、直ちに災害警戒本部体制をとり、状況に応じて、市災害警戒本部員（⇒ 第3編「震災応急対策計画」参照）を招集し、対応方針等を協議するとともに市災害対策本部の設置準備に入る。

なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けた場合は、本庁守衛室当直職員が防災課長に連絡する。

注意情報発表の連絡を受けた場合、防災課長は、『時間外に市域で震度4の地震が発生した場合の体制（⇒ 第3編「震災応急対策計画」参照）』に準じた体制をとるものとする。

2 職員の配備

注意情報発表時の市職員の配備は、警戒配備態勢とする。

なお、配備の伝達は、生活安全部長の指示のもと、各部、各課で定める情報伝達経路により指示するものとする。

3 注意情報発表時の活動内容

注意情報発表時に必要となる活動はおおむね次のとおりである。

- (1) 注意情報、予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 警戒宣言、予知情報伝達の準備
- (3) 災害対策本部設置の準備

- (4) 社会的混乱防止のための必要な措置
- (5) 東京都及び関係防災機関との連絡調整
- (6) 庁舎その他の施設及び来庁市民等の被害防止措置

4 市役所庁舎の管理体制

注意情報を受けた場合、契約資産部長は、「八王子市庁舎大規模地震応急計画（以下「市庁舎地震応急計画」という。）」に基づいて、防火管理委員による緊急会議を招集し、対応措置をとる。

第2 東京都の機関

機 関	内 容
東 京 都	1 東京都の情報連絡態勢 東京都は、注意情報を受けたときは、直ちに総務局総合防災部において、情報連絡態勢をとる。また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとる。各部局は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。 2 職員の参集 都職員動員態勢を地震防災強化地域内においては、第1配備態勢とし、それ以外の地域においては、第1又は第2配備態勢とする。 3 掌握事務 東京都総務局総合防災部は、各防災関係機関の協力を得て、次の事務を行う。 (1) 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達 (2) 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施 (3) 都各局、区市町村及び防災関係機関との連絡調整
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南大沢警察署	1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 (1) 特別警備本部 本部に特別警備本部を設置し、副総監が本部長となり、総括的指揮にあたる。 (2) 方面警備本部 各方面本部長は方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたる。 (3) 現場警備本部 各警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。 2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。

機 関	内 容
東京消防庁 八王子消防署	注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して次の対応を行う。 1 八王子消防署管内における活動態勢 主に次の対策をとる。 (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 関係防災機関への職員の派遣 (4) 救急医療情報の収集体制の強化 (5) 救助・救急資器材の準備 (6) 情報受信体制の強化 (7) 高所見張員の派遣 (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (9) その他消防活動上必要な情報の収集

第3 その他の防災機関

機 関	内 容
自 衛 隊	東部方面隊は、速やかに非常勤務態勢に移行し、情報・指揮・通信の整備に着手し、警戒態勢を強化するとともに、都庁に連絡班を派遣し連絡調整及び現況把握をする。また、海・空自衛隊と密接な共同関係を保持し、陸海空の三自衛隊一体の「地震防災派遣」を実施する。
鉄 道 会 社	J R 東 日 本 1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 2 地震防災対策に関係する対策本部要員及び必要な要員を非常招集する。 京 王 鉄 道 1 注意情報を受けたときは、防災会議を開催し、情報の収集と災害対策本部の設置、警戒体制の種別決定、列車の運転方式その他事前対策を協議する。 2 要員の非常招集を行う。 多摩都市モノレール 注意情報を受けた場合、災害・事故等対策会議を招集して、災害・事故等対策本部を設置及び社員を非常招集する。
N T T 東 日 本	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。
N T T コミュニケーションズ	1 注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、情報連絡室の設置等、防災態勢をとる。 2 地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。 (1) 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 (2) 電力機器通信設備の運転状況 (3) 社員の確保及び避難の状況 (4) 地震防災応急対策の実施状況 (5) その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等

機 関	内 容
N T T ドコモ	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。
K D D I	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、その情報伝達、とるべき措置の確認・指示、通信の疎通状況の確認と疎通確保に向けた対策をとる。
ソフトバンク	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、必要要員を確保し、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行い、通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。
楽天モバイル	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、状況の把握に努め、場合によっては必要要員を確保、派遣し通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。
日 赤 東 京 都 支 部	注意情報が発表されたときは、災害救護活動を効果的に行うため主に次の対策をとる。 1 職員非常招集 2 災害対策本部設置準備 3 所属施設への情報伝達 4 医療救護班の編成準備 5 その他必要な情報収集と準備措置
その他の機関	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有化を図る。

第3節 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、市及び各防災機関は、次により対応策を講ずる。

機 関	内 容
市	生活安全部（防災課）は、市各部及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。 1 混乱防止に必要な情報の収集、東京都及び関係防災機関への伝達 2 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施支援 3 その他必要事項
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南大沢警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。

付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画
第5章 調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関			内 容
鉄 道 会 社	J 東 R 日 本		1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施とあわせて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
	京 電	王 鉄	1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供を行い、混雑緩和への協力要請を行う。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 (1) 状況により本社員の応援動員を行う。 (2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。 (3) 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施する。 (4) 駅構内営業の中止等、必要な措置を講ずる。
	多摩都市 モノレール		1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運行状況を報道する。 2 旅客の安全を確保するため、次の措置を講ずる。 (1) 適切な放送を行い、旅客の冷静な対応と協力を要請する。 (2) 必要に応じ乗車券の発売制限、改札規制等を行う。 3 管理部門から係員を駅に派遣し、旅客扱い要員の増強を図る。 4 混雑状況に応じて、警察官に出動を要請する。
N 東	T 日	T 本	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保
N コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ	T	T	国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 重要通信の確保、通信の利用制限等の措置準備 3 対策要員の確保及び広域応援 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保
N ド	T コ	T モ	国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。
K D D I			指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。

機 関	内 容
ソフトバンク	国又は東京都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。
楽天モバイル	国、東京都、各自治体及び関係機関から発出される指示及び各種情報、または報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、互いに各機関に通報し、過不足のない広報を行う。

第1 市の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア等を通じて、その内容と意味について市民に周知し、適切な行動を呼びかける。

第2 東京都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、市民の冷静な対応を呼びかける。

具体的には、旅行の自粛、児童・生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具類の転倒・落下・移動防止等、安全対策の実施等に関する呼びかけを行う。

この場合、注意情報の主旨について、誤解を招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、東京都も迅速に同様の発表を行う。

第3 放送機関の対応措置

各ラジオ・テレビの放送機関においては、注意情報を受けた時点から、職員の動員等を行い、通常番組を中断するなどして、あらかじめ定める計画に基づき、地震関係の放送を行う。特に民放各社では、平常番組の放送を中断して、特別番組の放送を開始し、必要な情報の提供を行う。

なお、NHKの放送内容は、次の事項を重点として行うこととなっている。

NHKの 主な放送内容	1 観測データの解説 2 地震予知の仕組みと段取りの説明 3 住民に冷静な行動への具体的な呼びかけ
----------------	---

第6章 警戒宣言時の応急活動

第1節 活動態勢

第1 市の活動態勢

1 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられたとき、災害対策基本法第23条の2の規定による災害対策本部を設置する。

2 職員の配備

警戒宣言が発せられたときの職員の配備は、第1 非常配備態勢とする。

3 市庁舎の管理体制

警戒宣言が発せられたときは、「市庁舎地震応急計画」に基づいて、来庁市民及び職員等の安全を確保する。

契約資産部長は、市庁舎地震防災対策本部を設置し、地震防災隊（自衛消防隊）を編成して、次の対応にあたる。

- (1) 来庁市民及び職員への広報
- (2) 来庁市民の誘導
- (3) 庁舎の被害防止措置等

第2 東京都の活動態勢

東京都は、警戒宣言が発せられたときは、大震法第16条の規定に基づき、知事を本部長とする東京都地震災害警戒本部（以下「都警戒本部」という。）を設置する。

都警戒本部の組織及び運営は、大震法、災害対策基本法、都警戒本部条例及び都警戒本部運営要綱に定めるところによる。

なお、警戒宣言時における東京都職員動員態勢は、強化地域内においては「第3 非常配備態勢」とし、その他の地域においては「第2 非常配備態勢」とする。

第3 防災関係機関等の活動態勢

1 指定地方行政機関等、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、東京都並びに市地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。

また、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

2 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

3 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、東京都及び市計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

第4 相互応援協力

- 1 警戒宣言時には、単一の防災機関だけでは十分な防災活動が行えない場合もあるため、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- 2 防災機関等の長及び代表者は、東京都に対し応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等による応援のあつせんを依頼しようとするときは、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。

- 1 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
- 2 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援を必要とする日時、時間
- 5 応援を必要とする場所
- 6 応援を必要とする活動内容
- 7 その他必要な事項

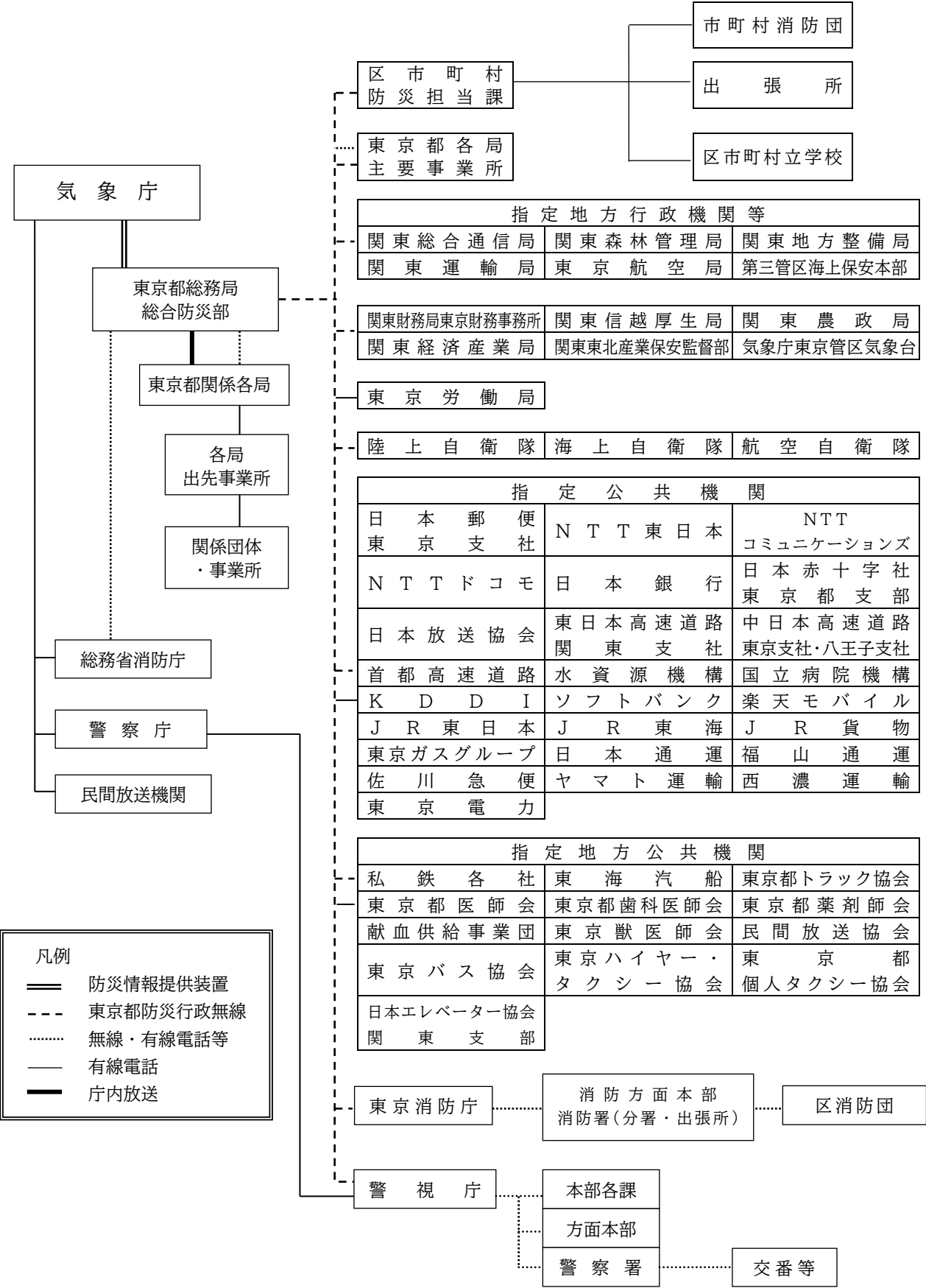
第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達

第1 警戒宣言の伝達等

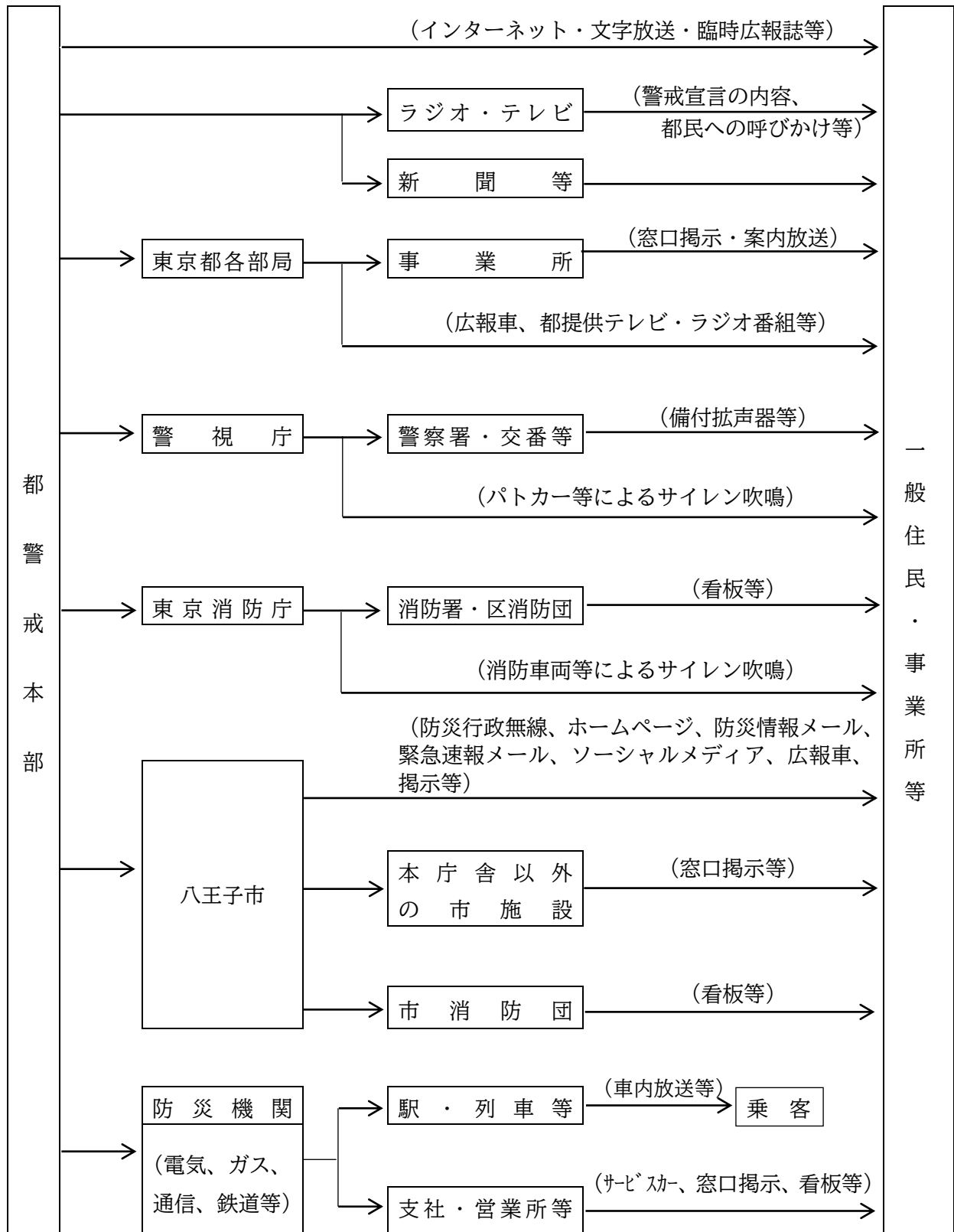
1 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次のとおりとする。

【警戒宣言の連絡伝達系統図】



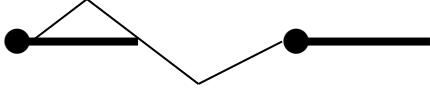
【一般住民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段】



2 伝達態勢

機 関	内 容
市	1 生活安全部（防災課）は、東京都総務局（総合防災部）から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは、直ちに市各部（事務局及び会計部を含む。）及び市防災会議の各委員へ情報を伝達する。 生活安全部から情報の伝達を受けた各部は、その情報を部内各課及び出先機関に周知徹底するとともに、必要な関係機関、団体等へ加入電話（FAXを含む。）又は口頭により伝達する。 2 一般住民に対しては、生活安全部及び都市戦略部が消防署、消防団及び警察署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
東京消防庁 八王子消防署	1 消防署は、本庁から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは直ちにその旨を署内各部、分署及び各消防出張所並びに消防団事務局である市防災課へ伝達する。 2 消防署（分署・所）は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
警視庁 八王子 高尾 南大沢 警察署	1 警察署は、本庁から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは直ちにその旨を署内及び交番等へ伝達する。 2 警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
八王子市 医師会	市医師会は、東京都医師会又は市から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により加入電話又は口頭で、管下の病院、診療所に伝達する。
その他の 防災機関	東京都から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設の利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) ●●●●● ●●●●●	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 本市への影響予想（予想震度等）
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

1 基本的な考え方

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱や電話の輻輳等の発生が予想される。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した広報のほか、東京都、市、各防災機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生が予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び混乱防止のために必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び関係機関は、相互に密接な連絡をとりながら混乱防止に必要な情報を速やかに広報し、市民等に対し冷静な行動を呼びかけ、協力を求めるものとする。

2 広 報

機 関	内 容
市	1 住民、事業所等のとるべき防災措置に関する広報 市は、警戒宣言が発せられたときは、関係防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行う。 なお、特に重要な広報文は、あらかじめ定めておくものとする。 (1) 広報の項目 ア 市長のコメント イ 警戒宣言の内容 ウ 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ エ 防災措置の呼びかけ オ 避難が必要な地域の住民に対する避難行動等の呼びかけ (2) 広報の実施方法 防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車等を通じて広報活動を行う。なお、各防災機関から市へ、市民、事業所に対する防災措置に関する広報活動の協力依頼があった場合は、依頼(広報)内容に応じて優先順位を決め、可能な限り実施する。 2 市施設利用者に対する広報 市各施設の管理者は、警戒宣言が発令されたとの通報を受けたときは、あらかじめ定める計画に基づき、施設利用者に情報を伝達するとともに、施設利用の自粛等、混乱の発生防止のために必要な協力を要請する。
東京消防庁 八王子消防署	1 広報項目 (1) 警戒宣言の内容 (2) 消防機関の措置状況 (3) 出火防止、初期消火及び混乱防止に関し必要な対応措置の協力要請 2 広報の実施方法 職員及び消防団員により広報車又は徒歩による巡回を行う。 (⇒ 第3節「消防、危険物対策」参照)

機 関	内 容
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南大沢警察署	1 広報の項目 (1) 警戒宣言の内容 (2) 東京での予想震度 (3) 防災対策の実施の徹底 (4) その他特に必要な事項 2 広報の手段及び方法 (1) 広報車、警ら用無線自動車等によるマイク広報 (2) 警察署、交番・駐在所による看板及びマイク広報 (3) 警ら員等のトランジスタメガホン等による広報 (4) ヘリコプター等による広報
そ の 他 の 防 災 機 関	あらかじめ定められた広報計画により、混乱防止のための措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請等必要な広報活動を行う。

3 市民等からの照会に対する対応措置

警戒宣言が発令されたことを知った市民、事業所等から東海地震に関して各種の問い合わせがあった場合、市及び各防災機関は、対応窓口を設置し、冷静かつ的確に事実に基づいて対応する。

また、市民、事業所等に対しては、とるべき措置についてあらかじめ周知徹底を図り、被害の軽減及び社会的混乱防止のための協力を要請する。

なお、市民、事業所等のとるべき措置のあらましは、「第7章 市民・事業所のとるべき措置」に定める。

第3節 消防、危険物対策

第1 消防対策

八王子消防署は、警戒宣言時に次のとおり対策を実施する。

1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にあるため、次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 関係防災機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2 市民（事業所）に対する呼びかけ

対 象	事 項	内 容
市 民	情 報 の 把 握	テレビ、ラジオや警察、消防、市からの情報に注意
	出 火 防 止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初 期 消 火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危 害 防 止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事 業 所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

第2 危険物対策

1 石油類等危険物の取扱施設

機 関	内 容
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	予防規程又は事業所防災計画に基づく対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。
	1 操業の停止又は制限
	2 流出拡散防止資器材等の点検、配置
	3 緊急しゃ断装置の点検、確認
	4 火気使用の中止又は制限
	5 消防用設備等の点検確認

2 火薬類取扱施設

機 関	内 容
東 京 都 環 境 局	(一社)東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請する。
	1 警戒宣言等の伝達
	2 事故発生時に準じた保安要員の確保
	3 保安用品及び保安装置の再点検等
	4 その他特に必要な事項

3 高圧ガス取扱施設

機 関	内 容
東 京 都 環 境 局	東京都高圧ガス地域防災協議会 ((公社)東京都高圧ガス保安協会、(一社)東京都LPガス協会及び(一社)東京都LPガススタンド協会) に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請する。
	1 警戒宣言等の伝達
	2 事故発生時に準じた保安要員の確保
	3 保安上必要な施設及び設備の点検整備
	4 地震による被害の防止及び軽減措置

東京都 水道局	浄水場においては、日常、薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入は行わない。
------------	--

4 化学薬品等取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 八王子 消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画による対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止の措置 3 化学薬品等取扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認

5 毒物・劇物取扱施設

機 関	内 容
市	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。
東京都 保健医療局	1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施
健康安全 研究センター	3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要がある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集、伝達

6 放射性物質取扱施設

機 関	内 容
東京都 保健医療局	1 R I（放射性同位元素）の管理測定班の編成 市内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うR I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い、必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。
市	2 R I 使用医療機関に対する指導 (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 (2) R I 使用状況の把握 (3) 未使用R I 及び使用済R I の保安確認 (4) R I 治療患者の管理体制の徹底周知 (5) 地震予知関連情報の収集

7 危険物輸送

機 関	内 容
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南 大 沢 警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、危険物の被害発生防止のため、次の措置を講ずる。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物施設及び保管施設に対する警戒強化
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 1 出荷、受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底
J R 貨 物	警戒宣言・予知情報が発せられた際は、列車の運転規制等を実施するものとする。 1 火薬類 輸送状況を確認し必要に応じて関係箇所へ連絡をする。 2 その他の危険物 積載情報を確認し必要に応じて関係箇所へ連絡をする。

第4節 警備、交通対策

第1 警備対策

機 関	内 容
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南 大 沢 警 察 署	1 警備部隊の配備 八王子駅等混乱のおそれのある駅、ターミナル、地下街、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。 2 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 市内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

第2 交通対策

1 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基 本 方 針	1 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
---------	---

2 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

(1) 走行中の運転者がとるべき措置

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速自動車国道では時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速20kmに減速すること。

イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

エ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。

（⇒前節参照）

カ 現場警察官等の指示に従う。

(2) 駐車中の運転者のとるべき措置

ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、できる限り使用しない。

イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

(3) 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

a 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については、原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

b 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限をする。

c 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記 a の交通規制に準ずる。

イ 交通対策本部長（交通部長）及び現場警備本部長は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

(5) 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

第3 道路管理者等のとるべき措置

機 関	内 容
市	- 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合には、防災関係機関と連絡を保ち、緊急輸送道路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の保全に努める。 - 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
東京都 南多摩西部 建設事務所	- 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合には、緊急啓開道路を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 - 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
相武国道 事務所	- 警戒宣言等が発せられた場合、道路パトロール等により、災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努めるものとする。なお、道路法に基づく占用物件についても同様の措置を講ずるよう、その管理者を指導するものとする。 - 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を講ずることに伴い、必要となる補強、落下防止等の保全措置に努めるものとする。
中日本高速 道路(株) 八王子支社	- 警戒宣言が発せられた場合には、高速自動車国道等の交通対策として、道路状況の把握に努めるとともに、東京都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等に係る措置等に協力するものとする。 - 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努めるものとする。 - 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努めるものとする。 - 警戒本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努めるものとする。 - 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとする。

第5節 公共輸送対策

第1 鉄道対策

1 情報伝達

J R東日本、京王電鉄等鉄道会社は、警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、あらかじめ定めたルートで、列車、駅並びに乗客等に伝達する。

2 列車運行措置

(1) J R東日本

ア 強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

- a 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- b 中央本線 高尾～上野原駅間
- c 青梅線 青梅～奥多摩駅間
- d 相模線 橋本～厚木駅間

(2) 京王電鉄及び多摩都市モノレール

ア 運行方針

防災関係機関、報道機関及びJ R東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

警戒宣言当日	翌日以降
情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に現象する。

(3) 高尾登山電鉄運行方針及び措置

ア 高尾山駅（山上）

警戒宣言が発せられたとき、山上駅については旅客に対して、速やかに下山されるよう知らせる。この間山上の旅客が下山し終るまで平常運転を続ける。混雑時期であれば連続運転を行って輸送に努める。

イ 清滝駅（山麓）

警戒宣言が発せられたときは、旅客に対し万一に備えて登山を見合せて、速やかに帰宅されるようマイク放送等で伝達する。

3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられ、乗客が一度に駅に集中すると、混乱による被害が発生する可能性があるとともに、列車の運行にも支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関は、乗客の一時集中を防止するため、次の措置をとる。

機 関	内 容
東京都・市	1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関等、関係機関からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
J R 東 日 本 京 王 電 鉄 多 摩 都 市 モ ノ レール	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

4 主要駅での対応

J R八王子駅等の主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道会社は、次の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
J R 東 日 本 京 王 電 鉄 多 摩 都 市 モ ノ レール	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

5 列車運転中止に伴う旅客の対応措置

警戒宣言が発せられると、J R高尾駅～上野原駅間は、列車の運行が中止される。この場合、高尾駅に足留めされる通勤客等旅客の対応は次の方法により対処する。

(1) 長距離旅客に対する対応

他の運転線区を利用して輸送につとめる。

(2) 近距離旅客に対する対応

地震関連情報の内容によっては、他の交通手段により振替輸送をすることとし、これが不可能のときは、次の(3)に準じて対処する。

(3) 強化地域内へ帰宅する旅客に対する対応

強化地域内へ帰宅する通勤客等旅客については、原則として高尾駅内に收容することとし、旅客数によって同駅内に收容が不可能な場合、JRは関係機関に收容施設の開設を要請する。なお、この場合JRは、あらかじめ收容施設を定め、施設管理者等と事前に調整しておくこととする。

第2 バス、タクシー等対策

1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等、事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。
東京都個人タクシー協会	この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

第1 学校等

（小・中・義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修・各種学校、保育園、幼稚園、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等）

1 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

(1) 児童・生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、注意情報が発表された場合、適切な時期に授業（保育）を学級活動・ホームルーム活動に切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、地震後の授業（保育）又は解除宣言後の再開等について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、あらかじめ定めた対応措置等により、原則として学校（園）で児童・生徒等を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校（園）を臨時休業とする。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言解除まで臨時休業とする。

(2) 児童・生徒等の保護・帰宅

公共交通機関の運行状況、市内外の被災状況等の把握に努め、保護者が勤務先等に留まっている場合は、原則として、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校（園）において児童・生徒等の安全を確保する。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。一斉帰宅抑制により保護者が勤務先等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒等の校（園）内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、SNS等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校（園）と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(3) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）又は災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童・生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中・義務教育学校等に避難するなど適宜、適切な措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

(4) 学校等におけるその他の対応策

ア 水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する必要がある児童・生徒等のために必要な飲料水、食糧、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業

者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定める緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

エ 残留する児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く市教育委員会又は所轄庁へ報告する。

(5) 警戒解除宣言の連絡等

ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。

イ 解除後の授業の再開日時は、あらかじめ定めるところによる。

第2 病院、診療所

1 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行うこととし、このために必要な職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。医療機関の対応は、次のとおりである。

機 関	外来診療	入院患者	手術等
救 急 病 院	1 可能な限り平常通りの診療を行う。 2 救急患者の診療は継続的に行う。 3 緊急度が加われば二次、三次救急態勢に入り軽症患者の診療制限を行う。	1 可能な限り患者の希望に応じ帰宅許可を与える。 2 緊急事態の進展度に応じ通常入院患者の制限を行う。	1 医師の判断により可能な限り手術・検査等の日程変更を検討する。
診 療 所	1 可能な限り、平常通りの診療を行い、同時に救急出動の態勢を整える。		

2 防災措置

病院、診療所等が扱う医薬品類等のなかには、危険なものも含まれていることから、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- (1) 建物、設備の点検・防災措置
- (2) 危険物の点検・防災措置
- (3) 落下物の防止
- (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
- (5) 職員の分担事務の確認
- (6) 備蓄医薬品の点検・防災措置

3 その他

収集した情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

第3 社会福祉施設等

1 通所施設

警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業、指導等を中止して、警戒宣言が解除されるまで臨時休所等の措置をとる。

(1) 通所者の扱い

ア 通所者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者又は心身が不自由で急な移動が困難な利用者等は、施設内で保護する。

ウ 通所時間中の場合は、通所経路に沿って利用者等を探索して保護する。

(2) 防災措置

ア 施設設備、消火器、火気等の点検

イ ライフラインの確認

ウ 落下、転倒等の危険箇所の確認及び防止

エ 食糧、飲料水等の確保

オ 医薬品等の確保

(3) その他

ア 通所者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員、通所者、保護者等に防災訓練等を通じて防災教育を行う。

2 入所施設

入所者は、原則として施設内で保護する。このために次の措置をとる。

(1) 施設設備の点検

(2) ライフラインの確認

(3) 落下、転倒物の危険箇所の確認及び防止

(4) 食糧、飲料水等の確保

(5) 医薬品の確保

(6) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

(7) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

(8) 関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 超高層ビル及び不特定多数の人が集まる施設の対策

超高層ビル及び不特定多数の人が集まる劇場、テナント等の施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、八王子消防署及び各施設を所管する市の各部は次のとおり、対応措置を行う。

所 管	対象施設	対 応 措 置
東京 消防庁 八王子 消防署	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。	
	映画館 集会施設等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	ホテル テナントビル 超高層ビル等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用
災 対 市民活動 推進部	J:COMホール 八王子 （市民会館） 芸術文化会館 （いちよう ホール） 南大沢 文化会館 学園都市 センター 夢美術館	1 警戒宣言が発せられると同時に団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
災 対 市民部	市営斎場	1 原則として、火葬業務は停止する。 ただし、火葬執行中のものにあつては、厳重な警戒のもとに執行を完了する。 2 既に斎場に到着している場合は、遺体保管室で保管する。なお、出棺前の場合は親族において保管する。 3 火葬業務を停止（解除）する場合は、停止（解除）する旨、市民部、葬祭業団体等に連絡する。

所 管	対象施設	対 応 措 置
災 害 対 策 部 健 康 医 療 部	保 健 所 大横保健福祉 セ ン タ ー 東 浅 川 保 健 福祉センター 南 大 沢 保 健 福祉センター	1 集団を対象とした事業及び所外で行う事業は原則として、中止する。 2 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 3 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 4 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
災 害 対 策 部 対 産 業 振 興 部	タやけ小やけ ふれあいの里 高 尾 5 9 9 ミュージアム ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 銀 行 等	1 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。 1 スーパーマーケット等大型店舗の食糧品等の生活必需物資売場、及び銀行等市民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所に対する可能な限りの営業継続への依頼 2 スーパーマーケット等で売場の一部を営業継続する場合における、営業する部分と閉鎖する部分との明確化への指導
災 害 対 策 部 対 資 源 循 環 ・ 環 境 部	北 野 環 境 学習センター	1 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
災 害 対 策 部 対 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	総 合 体 育 館 富士森体育館 甲の原体育館 こども科学館 各 図 書 館 等	1 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。

第8節 電話、通信対策

第1 警戒宣言時の輻輳防止措置

機 関	内 容
N T T 東 日 本	○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程等に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 一般電報の発信及び電話による配達 (3) 営業窓口 (4) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 (ア) 故障修理 (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施 しない業務がある。
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	○ 警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したとき、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
N T T ド コ モ	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。
K D D I	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。
ソ フ ト バ ン ク	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ 警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。
楽 天 モ バ イ ル	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信サービスの疎通が著しく輻輳した際は、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

第2 広報措置の実施

機 関	内 容
N T T 東 日 本	1 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 (2) 電報の受付及び配達状況 (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 (4) 営業窓口における業務実施状況 (5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。） (6) その他必要とする事項 2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。 1 国内・国際通信の疎通の状況 2 国内・国際通信の輻輳対策 3 お客様に協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む。）
N T T ド コ モ	警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 2 営業窓口における業務実施状況 3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板の準備状況を含む。） 業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 4 その他必要とする事項
K D D I	警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し、主に次の事項を広報する。 1 通信サービスの疎通状況 2 通信サービスの輻輳対策 3 利用者に協力を要請する事項
ソ フ ト バ ン ク	警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板の協力要請 3 その他必要とする事項
楽 モ バ イ ル 天	警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、テレビ・ラジオ放送等を通じ利用者に以下の事項を広報する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 通信サービスの輻輳対策状況 3 その他必要とする事項

第3 防災措置の実施

機 関	内 容								
N 東 T 日 T 本	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達と周知 2 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等） 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配 7 電気通信設備等の巡視点検 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等								
N コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ T T	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施								
N ド T コ T モ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施								
K D D I	警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 1 災害対策本部等の対策活動組織の確立 2 情報連絡体制の確立 3 通信設備の点検 4 通信疎通の監視、管理体制の強化 5 災害対策用設備の点検 6 その他、一般防災に関する措置 <table border="0"> <tr> <td>(1) 事務機器等の転倒防止措置</td> <td>(2) 危険物等の保安点検</td> </tr> <tr> <td>(3) 火気の使用制限措置</td> <td>(4) 応急対策物資の点検</td> </tr> <tr> <td>(5) 医療、救護備品の点検</td> <td>(6) 局舎警備の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準</td> </tr> </table>	(1) 事務機器等の転倒防止措置	(2) 危険物等の保安点検	(3) 火気の使用制限措置	(4) 応急対策物資の点検	(5) 医療、救護備品の点検	(6) 局舎警備の強化	(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準	
(1) 事務機器等の転倒防止措置	(2) 危険物等の保安点検								
(3) 火気の使用制限措置	(4) 応急対策物資の点検								
(5) 医療、救護備品の点検	(6) 局舎警備の強化								
(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準									
ソ フ ト パ ン ク	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警備体制の確立 3 対策要員の確保 4 社外関係機関との連携・協力 5 災害対策用設備・資機材の確保 6 社員の安全確保 7 その他必要な事項								

楽 モ パ イ ル 天	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言の伝達 2 社外機関との連携・協力 3 社員の安全確保 4 対策要員の確保 5 災害対策用設備・資器材の確保、配備 6 その他必要な事項
-------------------	--

第9節 電気、ガス、上下水道対策

第1 電 気（東京電力）

1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても原則として電力の供給は継続する。

2 人員、資器材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、すべての事業所は非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

(2) 資器材の点検確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策本部・支部は、復旧用資器材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等の応急出動に備えた点検整備、確保を行う。

3 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

4 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的な事項について広報する。

5 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

第2 ガ ス（東京ガスグループ）

1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

2 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

3 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

4 人員、資機材の点検確保

(1) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

ア 不使用ガス栓の閉止の確認

イ 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保

ウ 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(2) 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

ウ 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第3 上水道（東京都・市）

1 飲料水の供給

東京都は、警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

(1) 当座の飲料水の汲み置きの要請

(2) 地震発生後の避難にあたっての注意事項

(3) 地震発生後の広報等の実施方法

(4) 地震発生後における住民への注意事項

2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

東京都は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。さらに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置を講ずるとともに、地震発生後の応急対策活動の準備を行う。

市は、東京都と連携し、連絡体制を強化する。

3 施設等の保安措置

(1) 東京都は、浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。

- (2) 東京都は、浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうよう送配水圧を調整する。
- (3) 東京都は、警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- (4) 東京都は、工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

第4 下水道（東京都・市）

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

1 危険物に対する保安措置

東京都は、危険物のある処理場、ポンプ所においては、3交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

市は、第1非常配備態勢で対応する。

2 施設等の保安措置

- (1) 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

機関名	巡視点検する施設		
市	ア 管渠施設	イ マンホールポンプ施設	ウ ポンプ場施設
東京都 下水道局	ア 管渠施設	イ ポンプ所施設	ウ 処理場施設
東京都 住宅局	ア 管渠施設	イ ポンプ所施設	

(2) 工事現場

工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策

警戒宣言が発せられた場合、市は、食糧及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、商業者団体等に対し、できるだけ通常営業を継続し、不当販売（売り惜しみ、便乗値上げ等）が行われることが無いよう要請する。

市民に対しては、各店舗の営業状況等を伝えるとともに、買い占めや買い急ぎ等をしないよう、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、臨時災害FM放送等により呼びかけを行う。

なお、東京都中央卸売市場及び八王子卸売市場は、生鮮食糧品の安定供給を確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食糧品の取引業務を行うものとする。

第11節 金融対策

警戒宣言が発令された場合、市は、市内の金融機関及び郵便局に対し、できるだけ窓口業務を継続するよう要請する。

市民に対しては、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア等により金融機関、郵便局の営業状況等を広報する。

なお、東京都の地域防災計画が定める警戒宣言発令時における金融対策は、次のとおりである。

機 関	内 容
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること (2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること (3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること イ 上記1(1)なお書き及び(2)イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること (注) ・「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 ・本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。 2 日本銀行は、①地震予知情報等の伝達及び避難誘導に関すること、②通貨の円滑な供給の確保に関すること、③資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること、④金融機関の業務運営に係る措置に関すること、⑤地震防災応急対策に係る広報に関すること、⑥海外中央銀行等との連絡・調整に関することを行う。
東 京 都 主 税 局	1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 2 警戒宣言が発せられた後、引続き、東京都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

第12節 避難対策

原則として事前避難の必要はないが、急傾斜地等の危険地域について、特に危険が予想されるときは、状況に応じて避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させる。

なお、避難の実施については、「第3編 震災応急対策計画」に準じて行う。

第13節 救援・救護対策

第1 医療救護態勢

市は、医療関係機関・団体との連携を図り、医療、救護体制に関する調整を行う。

1 医療関係機関の対応

市医師会は、発災時に備え連絡態勢を確保するよう、市医師会会員及び医療機関に対して依頼し、市からの要請等に応じて出動できるよう医療救護班の編成態勢をとる。また、市内の救急指定病院等の病院においては、救急患者の受入体制の確保を行う。

なお、市歯科医師会は、歯科医療救護班を必要とするとき、速やかに編成できるよう準備を指示する。

2 医薬品の確保

市は、備蓄医薬品等の保管状況を点検し整備するとともに、市薬剤師会等に対して、応急医薬品の確保及び供給できる態勢をとるよう要請する。

3 日赤東京都支部

(1) 血液業務

負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備え、供給体制を確保する。

(2) 応急救護出動態勢

医療資器材及び医療救護班の応援要請を受けた場合に備え、情報連絡体制の確保を図る。

第2 輸送車両の確保

日本通運及び東京都トラック協会は、東京都及び市からの要請に応じて、あらかじめ定められた方法により、車両の調達準備を行う。

第3 その他

陸上自衛隊は、災害派遣準備を実施するとともに、都内各駐屯地指令等は自衛隊の管理する施設等について地震防災応急措置を講じ、即応態勢を確立する。

第7章 市民・事業所のとるべき措置

東海地震に係る災害の防止、又は被害の軽減を図るため、市民、自主防災組織及び各事業所は、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市・東京都及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

市民、自主防災組織、各事業所のとるべき措置は、おおむね、次のとおりである。

第1節 市民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。 2 消火器具など防災用品を準備しておく。 3 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。 4 ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。 5 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食糧の最低3日分の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。 6 家族で対応措置を話し合っておく。 (1) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。 (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。 7 防災訓練や防災事業へ参加する。東京都・区市町村・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 8 避難行動要支援者がいる家庭では、市町村の定める要件に従い、差し支えない限り、「避難行動要支援者名簿」や個別避難計画の情報について、避難支援関係者の提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。 3 電話の使用を自粛する。 4 自動車の利用を自粛する。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 情報の把握を行う。 (1) 市の防災信号（サイレン）等を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 (2) 東京都・市・警察・消防等、防災機関からの情報に注意する。 (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。 2 火気の使用に注意する。 (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 (2) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が 発せられて から地震 発生まで	(3) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。） (4) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。 (5) 危険物類の安全防護措置を点検する。 3 消火器、三角バケツ等の置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。 4 テレビや家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。 6 窓ガラス等の落下防止を図る。 (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。 (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。 8 食糧、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるようとりまとめておく。（非常持出品の準備） 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。 10 電話の使用を自粛する。特に役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路外(空地や駐車場等)に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。 (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。 12 幼児、児童の行動に注意する。 (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊ばせる。 (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて、引き取りに行く。 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。 14 エレベーターの使用は避ける。 15 近隣相互間の防災対策を確認する。 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。 17 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

※ 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。 2 情報の収集・伝達体制を確立する。 (1) 市及び防災機関からの情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。 6 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 2 地域住民に、冷静な行動を呼びかける。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 自主防災組織の活動態勢を確立する。 (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して、市民のとるべき措置（⇒前節参照）を呼びかける。 4 防災資器材等を確認する。 5 街頭配備消火器の確認、消火用水を確保する。 6 幼児、児童、生徒、高齢者、病弱者の安全対策措置を呼びかける。 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等がいたら注意する。 8 救急医薬品等を確認する。 9 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	1 消防計画、事業所防災計画等の作成 第3章第2節第2項記載の消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成 2 従業員等に対する防災教育の実施 3 自衛消防訓練の実施 4 情報の収集・伝達体制の確立 5 事業所施設の耐震性の確保及び施設内の安全対策 6 水・食糧・医薬品その他必需品の備蓄

区 分	と る べ き 措 置
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。 3 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時にとるべき措置を確認又は準備する。 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員に迅速かつ正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動がとれるようにする。 この場合、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の安全に留意する。 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食糧品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。 ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下階等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物の流出、漏えい防止のための措置を確認する。 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等の点検、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。 8 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止する。特に東京都、市、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問合せは控える。 9 バス、タクシー、生活物資輸送車両等、市民生活上不可欠な車両以外の車両の使用は、できるかぎり制限する。 10 救助、救急資器材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。 11 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認した上で、時差退社させるものとする。 ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第8章 南海トラフ地震対策

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70～80%といわれ、令和4年5月に東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」で震度分布等を公表。本市では最大で震度5強の揺れが想定されている。また、国の調査では、南海トラフ地震が発生した場合に広い範囲で長周期地震動による被害が発生する恐れがあるとされている。

本計画では南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応等を定める。

第1節 南海トラフ地震対策の考え方

第1 南海トラフ地震対策の経過

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。

平成14年7月、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、「東南海・南海地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）が制定された。その後、平成23年に発生した東日本大震災を教訓として、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも人命保護とともに我が国の経済が致命傷を負わないためにハード・ソフトの両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月、東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正された。南海トラフ法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めることで、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

これにより、法律の対象地震は、東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで起こる様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが平成24年に公表した南海トラフ巨大地震による市町村別最大震度分布によると、本市は最大で震度5強の揺れが想定されている。また、令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」でも本市の最大震度は5強とされている。

令和元年5月31日、南海トラフ法に基づく国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められた。

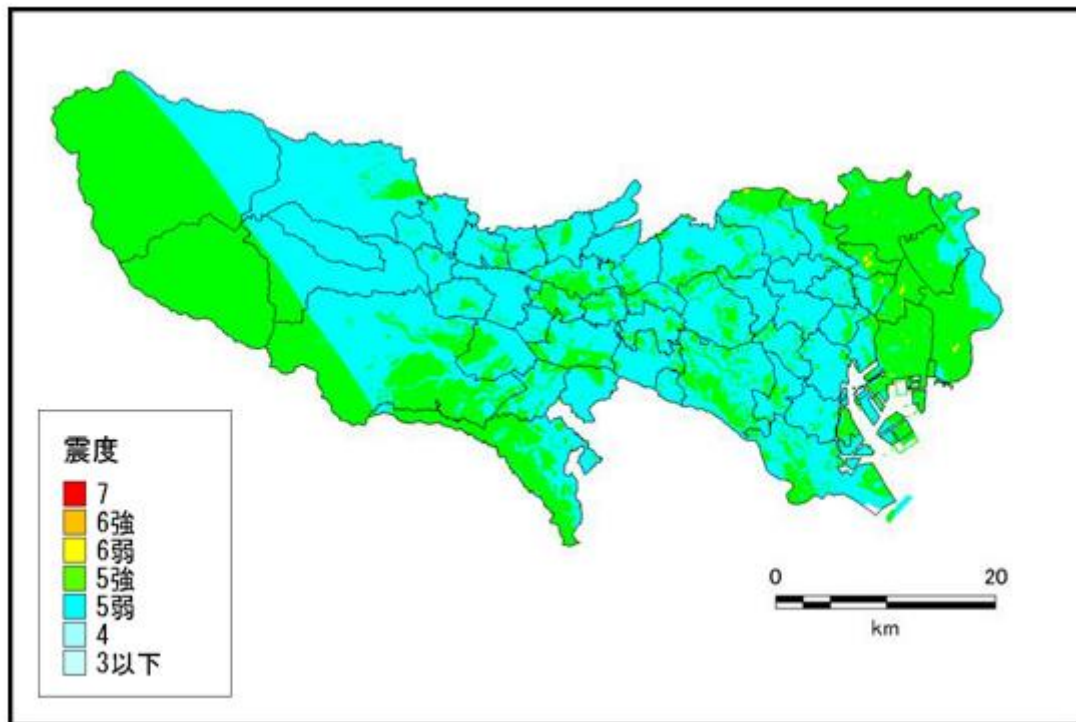
第2 南海トラフ地震対策の基本的な考え方

南海トラフ地震が発生した場合、本市は最大で震度5強の揺れと想定されていることから南海トラフ法での防災対策推進地域には指定されていない。よって、同法第5条に基づく推進計画の作成は義務付けられていないため、地震発生後の応急対策・復旧対策及び南海トラフ地震に係る予防対策は、本計画「第2編 災害予防計画」、「第3編 震災応急対策計画」、「第6編 復旧復興計画」により対処することとし、本章では南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における対応を定める。

第2節 南海トラフ地震による被害想定

令和4年に東京都が公表した「首都直下型地震等による東京の被害想定」によると、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市の揺れは震度5強が最大であることから、人的被害・建物被害、ライフラインの被害は限定的であると想定している。そのため、区部・多摩地域における人的被害等を定量化した被害数は公表されていない。

【南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）の震度分布】



第3節 南海トラフ地震に関連する情報と対応

第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、平成29年11月1日から、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まった場合、国や地方自治体等が防災対応をとりやすくするため、南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（この二つの情報を合せて「南海トラフ地震に関連する情報」）の運用を開始した。この情報の種類と発表条件が令和元年5月31日に次のとおり変更された。

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

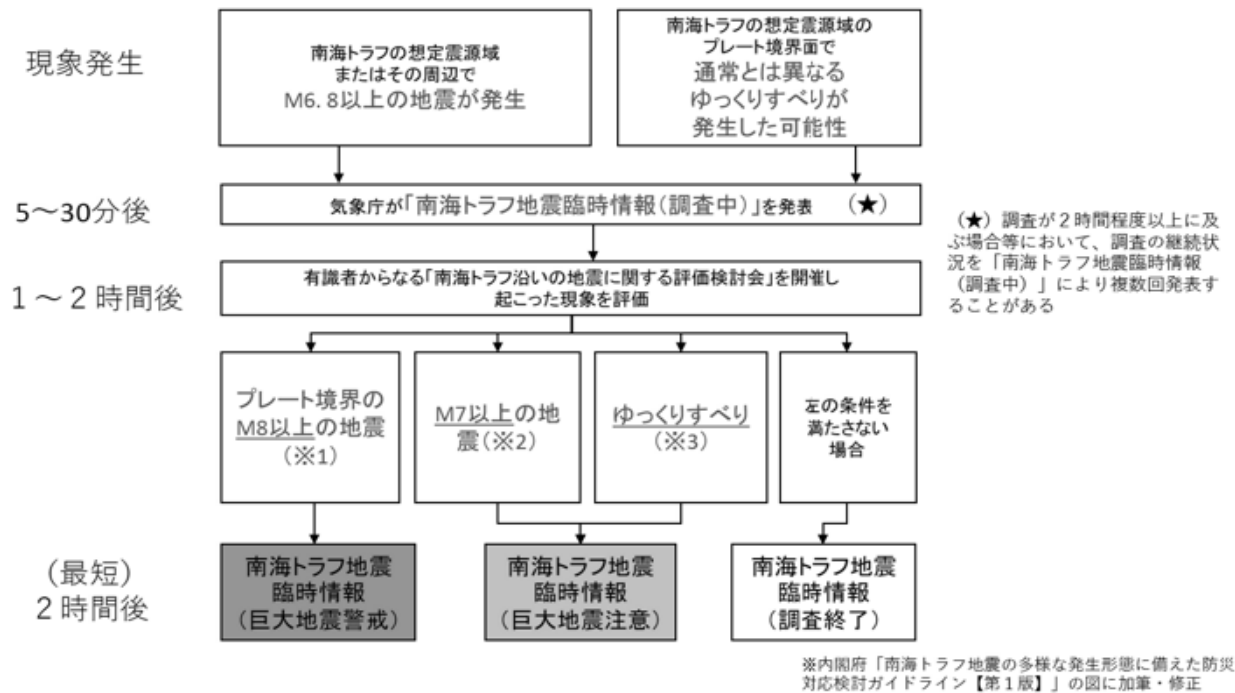
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

	調査終了	○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも 当てはまらない現象と評価した場合
--	------	--

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震を漏れなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大ききで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、
- レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の 値に設定
- レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定
- レベル3：レベル1の2倍に設定
- 「有意な変化」とは上記レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（出典）令和元年5月31日、気象庁「「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合における本市の対応は原則として次のとおりとする。ただし、本市において既に地震が発生したときは、第3編「震災応急対策計画」に基づき震度階級や被害状況を踏まえた本部体制及び対応とする。

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)

本部体制	主な対応	注意(警戒)期間
災害警戒本部	○ 各部は、必要な対応が行える体制とし、情報収集及び伝達 ○ 住民への注意喚起、混乱防止等の広報 ○ 必要に応じ、園児・児童・生徒の帰宅等の安全対策	—

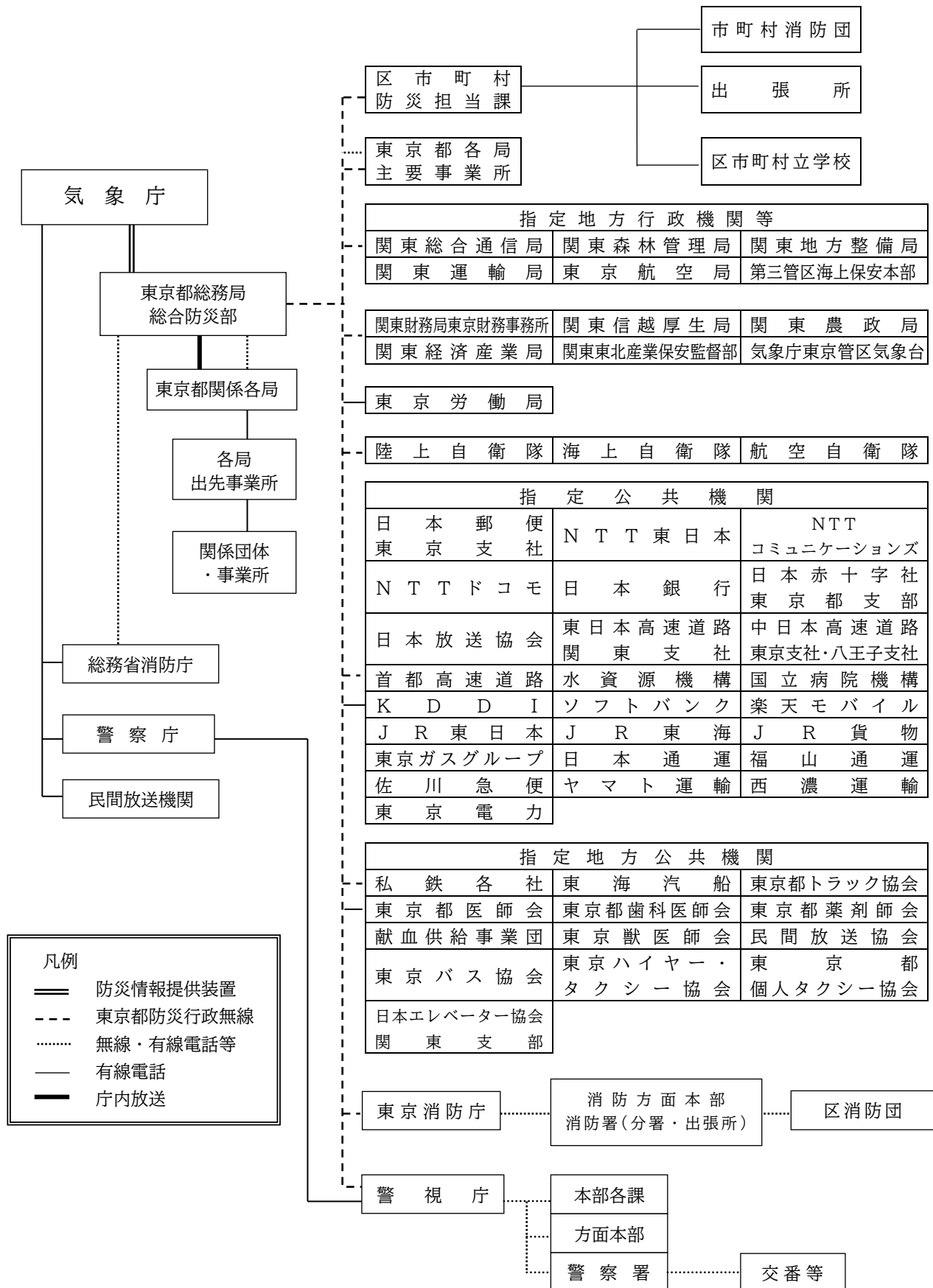
2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

本部体制	主な対応	注意(警戒)期間
災害警戒本部	第3編「震災応急対策計画」に基づく対応	○ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く）が発生する場合：1週間 ○ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合：プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

本部体制	主な対応	注意(警戒)期間
災害警戒本部	第3編「震災応急対策計画」に基づく対応	○ 後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。 ○ また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

【情報の連絡伝達系統図】





八王子市地域防災計画【本冊】

令和 7 年修正

素 案

発 行 八王子市防災会議
事務局 八王子市生活安全部防災課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電 話 (直 通) 042-620-7207
(F A X) 042-626-1271